

○財務省告示第百十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年三月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十
回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者

十 十
イ 一
発

ロ

十 十
三 二

十 四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初 期 利 子

平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 二 日
す る 。
平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 二 日
額 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 十 銭
以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 十 銭
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 十 銭

年 ○ ・ 八 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規
り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 2}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 八 年 九 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十八年三月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成五十八年三月二十日	る利息を支払う。
				いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお
					毎年三月二十日及び九月二十